安全保障協力に関する日英共同宣言【骨子】

協力の強化

- ●日本の「積極的平和主義」と「グローバルな英国」という英国のビジョンにより具体化された、<u>グ</u> ローバルな戦略的パートナーシップを次の段階へと引き上げるコミットメントを再確認。
- ●世界において、特に<u>インド太平洋地域において</u>協力を強化。
- ●法の支配に基づく国際秩序を維持する重要性を強調し、力や強制により緊張を高める、又は現 状変更を試みるいかなる一方的な行動にも強く反対。世界が北朝鮮の核・ミサイル計画による 脅威に直面している今日、朝鮮半島の非核化と国連安保理決議の厳格でかつ完全な実施に向 け、友好国・同盟国と協働。
- ●日本は、今後あり得る<u>英国の空母の展開</u>といった陸海空軍の派遣を通じたものを含む、アジア <u>太平洋地域への英国の安全保障面での関与の強化を歓迎</u>。日本は、共同演習のため、自衛 隊の人員、航空機又は艦艇を英国へ派遣する機会の可能性を検討。
- ●共同演習の実施を強化し、その定例化を探求。
- ●日本は、<u>五か国防衛取極(FPDA)を通じたアジア太平洋地域の安全保障への英国のコミットメ</u> <u>ントを歓迎</u>。
- ●最近締結された物品役務相互提供協定(ACSA)に基づき、後方支援、技術支援及び専門的な 支援の相互提供に関する協力を強化。
- ●自衛隊・英国軍間の共同運用・演習促進のため、優先事項として、行政上、政策上及び法的な 手続を改善するための枠組みに取り組む。
- ●防衛装備品・技術協力を強化。武器及び汎用品・技術の輸出管理についても協力。
- ●軍縮・不拡散について協力し、核兵器不拡散条約(NPT)を支持。
- ●海賊対策を含む海洋安全保障、テロ対策、サイバー、人道支援・災害救援、ジェンダー、平和維持活動、地雷除去等の分野で、東南アジア、南アジア及びアフリカの途上国の能力構築支援に 係る具体的連携を更に推進。
- ●2019年ラグビー・ワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック 対策やサイバーセキュリティにおいて政府全体での協力を強化。
- ●サイバー空間のための国際的な安定の枠組みを促進し、悪意のあるサイバー活動を抑止し、 軽減し、原因を特定するため、協力を強化する。
- ●宇宙活動の透明性向上のため協力を継続し、宇宙活動のための責任ある行動規範を強化。
- ●国連、G7、G20といった多国間枠組みにおける協力を継続。英国は、日本の国連安保理常任 理事国入りに対する強い支持を改めて表明。
- ●現代の奴隷制との戦いやオンラインの児童の性的搾取撲滅を含め、<u>重大かつ組織的な犯罪に</u> <u>対処するための協働を継続</u>。

実施

●上記の安全保障協力に関する関係当局間の具体的措置を伴う行動計画を策定。

●途上国の能力構築支援を議論するための事務レベル会合を開催。